

富山漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、富山漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、さくらます、やまめ、いわな、こい、ふな及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、毛針釣、友釣、手釣又は竿釣（ただし、さくらますを対象とする手釣又は竿釣については、6月1日から7月31日までの期間内で申請する場合。以下同じ。）による遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、その他（ただし、さくらますを対象とする手釣又は竿釣で4月1日から5月31日までの期間を含めた申請をする場合を含む。以下同じ。）の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下）
てんから網	網目の大きさ 2.75センチメートル以上（12節以下） 長さ 6メートル以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60センチメートル以内

あゆ友釣	釣針はイカリ針を3本か4本のものを2個以内又は、チラシ針、ヤナギ針は3個以内とし、逆さ針から掛け針（本針）までの長さは15cm以内とする リールを使用したルアー釣りは禁止する
あゆ毛針釣	釣針は2個以内でかえしが無い針とする
さくらます 手釣・竿釣	釣針はシングルフック、ダブルフック又はトリプルフックを2個以内とする
あゆ ころころ釣	竿の長さは10m以内とする

2 前項のてんから網は、2統以上連結してはならない。また、補助者は1名に限る。

（遊漁の方法等）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁法により、ウ欄に掲げる区域内において、エ欄に掲げる期間内で、オ欄に掲げる統数内で、カ欄の尾数以内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間	オ 統数	カ 尾数
あゆ	毛針釣	漁場全域	6月1日から 11月15日までの間（10月1日から10月15日までを除く。）で組合が定めて公表する期間		
	友釣				
	投網				
	てんから網				
	ころころ釣		9月1日から 11月15日までの間（10月1日から10月15日までを除く。）で組合	1,300統	

			が定めて公表 する期間		
さくらま す	手釣 竿釣	神通川の油送橋上 流端から上流富山 大橋下流端までの 区域、及び新成子橋 上流端から上流大 沢野大橋下流端ま での区域（ただし、 6月1日から7月 31日までは、油送橋 上流端から上流富 山大橋下流端まで の区域とする。）	4月1日から 7月31日まで の間で組合が 定めて公表す る期間	80統 （遊漁承 認申請書 で申請さ れた場合） 無制限 （口頭又 はオンラ インシス テムで申 請された 場合で6 月1日以 降）	1日あた りの採捕 尾数は、2 尾以内と する。ま た、採捕尾 数には、リ リース尾 数を含む。
やまめ いわな	竿釣	神通川河口から上 流神三ダム下流端 までの区域、井田川 全区域を除く漁場 区域	4月1日から 9月30日まで		1日の採 捕尾数を 各魚種20 尾以内と し、それ以 上はリリ ースする
こい ふな うぐい	手釣 竿釣	漁場全域	1月1日から 12月31日まで （ただし、西 派川プラザ池 は5月1日か ら5月31日ま		

			で、その他の区域については4月1日から6月15日までを除く。)		
	投網		1月1日から12月31日まで (ただし、4月1日から10月20日までを除く。)		

- 2 前項の公表は、組合の掲示場及び組合のウェブサイトにおいてするものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、熊野川の文華橋下流端より上流の区域、黒川の石渕堰堤より上流の区域、榎ヶ原川全域においては、釣り以外の漁具、漁法を使用して遊漁をしてはならない。
(禁止区域等)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる河川のイ欄に掲げる区域においては、それぞれウ欄に掲げる期間内は遊漁をしてはならない。

ア 河川名	イ 区域	ウ 期間
神通川	河口から油送橋までの区域	1月1日から 12月31日まで
	左岸北陸電力株式会社成子第二発電所放水口下流端から右岸線に引いた垂線から上流20メートルまで及び下流30メートルまでの区域	
	神三ダム下流端から、右岸同ダム下流端から下流360メートルの地点と左岸同ダム下流端から下流570メートルの地点とを結んだ線までの区域	
	西派川に架かる神通橋の右岸下流端と牛ヶ首用水に架かる神共橋の右岸下流端とを結ぶ線から本流合流点までの区域（ただし、神通橋下流端から下流100メートルまでの区域を除く）	

	左岸北陸電力株式会社岩木排水口上流端から右岸線に引いた垂線から上流50メートルまで及び下流50メートルまでの区域	6月1日から 9月30日まで
	高速自動車北陸自動車道神通川橋下流端から下流720メートルまでの区域	9月20日から 10月31日まで
井田川	基点第1号と基点第2号とを結ぶ線から下流10メートルまでの区域 基点第1号 富山市婦中町上井沢683番地先の標柱 基点第2号 富山市婦中町中島468番地先の標柱	1月1日から 12月31日まで
合場川	牛ヶ首用水頭首工の下流端から下流30メートルまでの区域	
熊野川	広田用水えん堤の魚道内、同えん堤上流端から上流20メートルまで及び同えん堤下流端から下流50メートルまでの区域	
	黒牧えん堤の魚道内及び同えん堤下流端から下流50メートルまでの区域	
	小俣橋下流端から上流熊野川ダム下流端までの区域	
黒川	上瀬戸えん堤下流端から下流150メートルまでの区域	
千長原川	大双領川合流点から上流第一谷止工下流端までの区域	

- 2 前項の規定にもかかわらず、熊野川の文華橋下流端から上流小俣橋下流端まで、及び、棚ヶ原川全域の区域においては、あゆを除く魚種については遊漁をしてはならない。ただし、第2条に定める遊漁の承認を受けた者が当該区域において、カエシのない（バーブレス）シングルフックを使用した竿釣により、再放流を前提に遊漁をする場合にはこの限りではない。
- 3 魚類の繁殖保護のため、神通川の有沢橋下流端から下流1,000メートルまでの区域において、組合が造成し、標識をもって標示した産卵場の区域では、当該表示期間は遊漁をしてはならない。
- 4 魚類の保護のため、魚道が設置されているえん堤の魚道内、当該えん堤上流端から上流10メートル及び当該えん堤下流端から下流20メートルまでの区域においては、遊漁をしてはならない。

5 漁場全域において、舟・ボート類を使用して遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな、こい	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小中学校生徒のときは無料、高校生については組合事務所で申請し許可を受けた場合は無料、その他の高校生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、現場手数料を加算した額とする。

(1) 毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1日	1,500円
		1年	5,000円
	友釣	1日	4,000円
		1年	15,000円
さくらます（6月1日から7月31日までの期間に限る。）	手釣・竿釣	1日	3,000円
やまめ、いわな	竿釣	1日	1,500円
		1年	4,000円
こい、ふな、うぐい	手釣・竿釣	1年	1,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	投網	1年	15,500円
	てんから網	1年	15,500円
	ころころ釣	1年	14,000円
さくらます	手釣・竿釣	1年	32,000円

こい、ふな、うぐい	投網	1 年	5,500円
-----------	----	-----	--------

- 2 遊漁料の納付は、富山漁業協同組合事務所（富山市丸の内1丁目6番1号）、組合の指定する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、1日券による場合（うぐい、こい、ふなを除く）には、当該遊漁をする場所において現場手数料を含めた1日券の2倍額の金額をもって漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）その他参考となるべき事項
- （9）発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、常時漁場監視員が見やすいように、これを掲示しておかなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である

ことを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

第7条第1項の遊漁料の額について、令和8年12月31日までに行う遊漁は別表1の料金を適用する。

別表1

(1) 毛針釣、友釣、手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	毛針釣	1日	1,000円
		1年	4,000円
	友釣	1日	3,500円
		1年	12,000円
やまめ、いわな	竿釣	1日	1,000円
		1年	2,600円
こい、ふな、うぐい	手釣・竿釣	1年	1,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	投網	1年	15,000円
	てんから網	1年	15,000円

	ころころ釣	1 年	13,500円
さくらます	手釣・竿釣	1 年	32,000円
こい、ふな、うぐい	投網	1 年	5,500円